飯山市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することにより、本市における婚姻数の増加と少子化対策を推進することを目的として、新規に婚姻した世帯の住宅取得費用、住宅リフォーム費用及び住宅賃借費用並びに引越費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和 36 年飯山市規則第５号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　新婚世帯　前年度の１月１日から当該年度の３月 31 日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦の世帯をいう。

⑵　住宅取得費用　新婚世帯が婚姻を機に取得した住宅の取得費用をいう。

⑶　住宅リフォーム費用　新婚世帯が婚姻を機に住宅をリフォームする際に要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用及びエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。

⑷　住宅賃借費用　新婚世帯が婚姻を機に新たに物件を賃借するために支払った費用のうち、賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当分に相当する費用を除く。

⑸　引越費用　新婚世帯が住居への引越しに伴い、引越業者又は運送業者へ支払った当該引越しに係る費用をいう。

⑹　貸与型奨学金　公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

２　前項各号に定めるもののほか、この要綱で使用する用語は、こども家庭庁の定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱（令和８年３月 31 日付こ総政第 68 号子ども家庭庁長官通知）及び同要綱別紙地域少子化対策重点推進交付金実施要領で使用する用語の例による。

（交付対象世帯）

第３条　補助金の交付の対象となるものは、新婚世帯であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　夫婦の双方が婚姻した日における年齢が 39 歳以下であること。

⑵　世帯の所得（所得証明書をもとに、前年の夫婦の所得（１月から３月までの間に申請する場合にあっては、前々年の夫婦の所得）を合算した金額をいう。以下同じ。）が 500 万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が 500 万円未満であること。

⑶　夫婦の双方が次に掲げる講座等のいずれかを受講又は実施していること。

ア　ライフデザイン支援講座（乳幼児と触れ合う体験又は子育て世帯との意見交換を含む。）

イ　プレコンセプションケアに関する講座

ウ　医療機関への妊娠又は出産に関する相談

エ　共家事・共育て講座（男性の家事及び育児参画のための講座を含む。）

⑷　本事業の対象となる住居が本市にあること。

⑸　申請時において、夫婦の双方が住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の規定に基づく本市の住民基本台帳に記録され、かつ、当該記載されている住所が本事業の対象となる住居の所在地であること。

⑹　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による住宅扶助その他の公的制度による住宅補助等を受けていないこと。

⑺　過去に内閣府の定める結婚新生活支援事業費補助金交付要綱及び結婚新生活支援事業実施要領又はこども家庭庁の定める地域少子化対策重点推進交付金交付要綱及び同要綱別紙地域少子化対策重点推進交付金実施要領に基づいた補助金の交付を受けていないこと。

⑻　夫婦の双方が市町村税（特別区税を含む。）を滞納していないこと。

⑼　夫婦の双方が婚姻した日から５年間飯山市内に居住すると誓約できること。

⑽　夫婦の双方が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者でないこと。

⑾　事業の実施に当たって他の制度による補助金、助成金等の交付を受けていないこと。ただし、国等の制度であって、併用が特に認められているものについては、この限りでない。

２　前年度に本事業による補助金の交付決定を受けた世帯であって、当該補助金の交付額が、第４条の表に規定する１世帯当たりの補助限度額に達しなかったものについては、前項第７号の規定にかかわらず、そのものが初めて本事業による補助金の交付決定を受けた日の属する年度の次の年度までに限り、本事業の対象とする。

（経費及び補助額等）

第４条　補助金の交付の対象となる経費及び補助額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助額
住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額	10 分の 10 以内の額。ただし、１世帯当たり 30 万円（夫婦の双方が婚姻した日における年齢が 29 歳以下であるときは 60 万円）を限度とする。

２　前項の補助額に 1,000 円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。

３　第１項に規定する対象経費の対象期間は、当該年度の４月１日から３月 31 日までとする。

４　第１項に規定する住宅取得費用及び住宅リフォーム費用に係る契約を締結した日が婚姻した日以前のものにあっては、当該契約を締結した日が婚姻した日から起算し１年以内に締結したものに限り対象とする。

５　前条第２項の規定により交付対象となったものに係る第１項の表に規定する限度額については、第１項の規定にかかわらず、前年度の限度額から前年度に交付を受けた額を差し引いた額とする。

（交付申請書等）

第５条　規則第３条に規定する申請書は、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第１号）によるものとする。

２　規則第３条に規定する関係書類は、次に掲げるとおりとする。

⑴　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本

⑵　夫婦の所得証明書

⑶　夫婦の完納（納税）証明書

⑷　誓約兼同意書（様式第２号）
⑸　貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済が確認できるもの（貸与型奨学金を返済している場合）
⑹　物件の売買契約書、工事請負契約書等及び領収書の写し（住宅取得費用又は住宅リフォーム費用の場合）
⑺　物件の賃貸借契約書及び領収書の写し（住宅賃借費用の場合）
⑻　住宅手当支給証明書（様式第３号）（住宅賃借費用の場合）
⑼　引越に係る領収書の写し（引越費用の場合）
⑽　飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定通知書の写し（前年度に資格認定されている場合）
⑾　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
３　前項の規定にかかわらず、本市が保有する公簿により確認できるものについては、申請者及び配偶者の同意に基づいてその公簿により確認し、書類の添付を省略することができる。
４　第３条第２項の規定により対象となったものにあっては、第２項の規定にかかわらず、市長が特に認める書類については、これを省略することができるものとする。
５　第８条の規定により資格認定をされたものにあっては、第２項の規定にかかわらず、市長が特に認める書類については、これを省略することができるものとする。
６　第１項に規定する申請書の提出は、当該年度の３月５日までの間に行わなければならない。ただし、市長が特に認めるものについては、この限りでない。
（補助金の交付決定等）
第６条　規則第６条に規定する決定の通知は、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第４号）によるものとする。
２　市長は、補助金の交付を却下したときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付申請却下通知書（様式第４号の２）により、申請者へ通知するものとする。
（補助金の交付請求）
第７条　前条第１項の規定により補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を請求しようとするときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第５号）によるものとする。
（次年度に引き続き補助金の交付を受ける者の資格認定）
第８条　次年度に引き続き補助金の交付を受けようとする者であって、当該年度内に第５条に定める交付申請を行うことが困難なものは、飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。
⑴　婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
⑵　夫婦の所得証明書
⑶　夫婦の完納（納税）証明書
⑷　誓約兼同意書（様式第２号）
⑸　貸与型奨学金返済証明書又は貸与型奨学金の返済が確認できるもの（貸与型奨学金を返済している場合）
⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
２　前項に規定する申請書の提出は当該年度の３月 31 日までの間に行わなければならない。
（資格認定の決定等）
第９条　市長は、前条に規定する申請を審査し、資格の認定をしたときは、飯山市結婚新生活支援事

業補助金資格認定通知書（様式第７号）により、申請者へ通知するものとする。

２　市長は、前条に規定する申請を審査し、申請を却下したときは、飯山市結婚新生活支援事業補助金資格認定申請却下通知書（様式第８号）により、申請者へ通知するものとする。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和３年４月１日から施行し、令和３年１月１日から適用する。

附　則（令和４年５月30日告示第42号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　令和４年度事業に限り、第２条第１号及び第４条第３項の適用については、同号及び同項中「当該年度の４月１日から」とあるのは「前年度の１月１日から当該年度の」とする。

３　令和４年度事業に限り、第３条第２項の規定により交付対象となったものに係る、第４条第１項の表の適用については、同項の表中

「

対象経費
住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額

」

とあるのは

「

対象経費
住宅取得費用、住宅賃借費用及び引越費用の合計額

」

とする。

附　則（令和５年３月31日告示第23号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則（令和６年３月28日告示第20号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則（令和８年６月４日告示第78号）

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。